

# 令和6年度加古川市電気自動車等用充電ステーション設置事業 補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、加古川市（以下「市」という。）が、温室効果ガス排出量の削減を推進するため、市内に電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）の充電が可能な充電ステーションを普及させることを目的とし、予算の範囲内において令和6年度加古川市電気自動車等用充電ステーション設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (3) 充電ステーション 電気自動車等に充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。
  - ア 急速充電ステーション 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
  - イ 普通充電ステーション 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- (4) 事業者 市内に事務所、事業所又は駐車場を有する（令和7年3月14日までに市内に事務所、事業所又は駐車場を有する予定がある場合を含む。）法人（マンション管理組合法人を除く。）又は個人事業者をいう。

## (補助事業)

第3条 この要綱に基づく補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものをいう。

- (1) 急速充電ステーション設置事業 市内に急速充電ステーションを設置する事業
- (2) 普通充電ステーション設置事業 市内に普通充電ステーションを設置する事業

2 補助要件、補助対象経費、補助率、補助金の額、補助上限額及び補助上限基数は別表

1のとおりとする。

(補助申請者)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 以下のいずれかに該当する者

ア 事業者

イ 市内にある共同住宅又は長屋（以下「マンション等」という。）の管理組合法人

ウ 市内にあるマンション等の管理組合の代表者

エ その他市長が認める者

(2) 市税を滞納していない者

(3) 暴力団等（暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条例第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びにこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有している者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。以下同じ。）でない者

(4) 補助金が交付された急速充電ステーションの位置情報を市ホームページ等で掲載することに同意する者

(補助金の交付申請)

第5条 補助申請者は、令和6年12月27日までに令和6年度加古川市電気自動車等用充電ステーション設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表2に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請書は、充電ステーションの設置場所ごと、かつ、第3条第1項各号に掲げる事業ごとに提出するものとする。

(補助金の交付申請の受付)

第6条 市長は、交付の申請を先着順にて受け付ける。

2 申請のあった額の総額が予算の限度額に達したときは、受付を終了する。

3 予算の範囲を超えた日に複数の申請があったときは、その補助申請者全員を対象に抽選を行い、当選した者の申請を受け付ける。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、第5条に規定する補助金の交付申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付が適当であると認めたときは、令和6年度加古川市電気自動車等用充電ステーション設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によって速やかに補助申請者に通知する。

3 市長は、第1項の規定による補助金の交付を決定した場合において、補助金交付の目

的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

- 4 第2項の規定による決定通知書を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。
- 5 市長は、第1項の規定により補助金の不交付が適当であると認めたときは、令和6年度加古川市電気自動車等用充電ステーション設置事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）によって速やかに補助申請者に通知する。

（設置工事の着手）

第8条 補助事業者は、前条に規定する補助金の交付決定の日以後、第5条の規定により申請した充電ステーション（以下「補助対象充電ステーション」という。）の設置工事に着手できる。

（補助事業の実績報告）

第9条 補助事業者は、令和7年3月14日までに令和6年度加古川市電気自動車等用充電ステーション設置事業補助金実績報告書（様式第4号）に別表3に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による補助事業の実績報告があったときは、その内容を審査し、その報告に係る実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和6年度加古川市電気自動車等用充電ステーション設置事業補助金額の確定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知する。

- 2 市長は、確定した補助金の額が第7条第2項の規定により通知した補助額（第12条第2項の規定により通知した補助額があるときは、その額。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の交付請求及び交付）

第11条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定したときは、令和7年3月31日までに令和6年度加古川市電気自動車等用充電ステーション設置事業補助金交付請求書（様式第6号）に別表4に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定に基づく請求があったときは、その内容を審査し、適正であることを確認のうえ、速やかに補助事業者に補助金を交付する。

（補助事業の変更等）

第12条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく令和6年度加古川市電気自動車等用充電ステーション設置事業補助金変更申請書（様式第7号）に変更の内容が分かる書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付を決

定し、令和6年度加古川市電気自動車等用充電ステーション設置事業補助金交付変更決定通知書（様式第8号）によって速やかに補助事業者へ通知する。

- 3 前項の規定により決定する補助金額は、既に決定している補助金額以下の額とする。
- 4 市長は、第2項の規定による補助金の交付を決定した場合において、補助金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助金の申請、実績報告又は請求の取下げ）

第13条 補助申請者又は補助事業者が、補助金の交付申請、実績報告又は交付請求を取り下げようとするときは、直ちに令和6年度加古川市電気自動車等用充電ステーション設置事業補助金取下届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する取下げがあったときは、当該交付申請、実績報告又は交付請求はなかったものとみなす。

（補助金の交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
  - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (4) 暴力団等であって、暴力団を利すると認められる補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
  - (5) その他この要綱又はこれに基づき市長が行う処分に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、令和6年度加古川市電気自動車等用充電ステーション設置事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）によって補助事業者へ通知する。

（手続代行者）

第15条 補助申請者又は補助事業者は、次に掲げる各号について充電ステーションを販売し、又は工事する者等（以下「手続代行者」という。）に対して、これらの手続きを委任状により委任することができる。

- (1) 第5条に規定する補助金の交付申請
  - (2) 第9条に規定する補助事業の実績報告
  - (3) 第11条に規定する補助金の交付請求
  - (4) 第12条に規定する補助事業の変更等
- 2 手続代行者は、委任された手続きを正確かつ誠意をもって履行し、補助金に係る手続きの委任を通じて補助申請者又は補助事業者に関して知り得た情報を個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱わなければならない。
  - 3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽りその他不正な行為等を行った疑いがあるときは、必要に応じて調査を実施し、不正な行為等が認められたときは当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行を認めないことがで

きる。

(財産の処分の制限等)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得する財産（以下「取得財産」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、設置から5年を経過するまでは取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、あらかじめ令和6年度加古川市電気自動車等用充電ステーション設置事業取得財産処分届出書（様式第11号）を市長に提出したときは、この限りでない。

3 市長は、前項の届出があった場合において、交付した補助金のうち取得財産を処分した日から、設置から5年を経過する日までの期間に相当する金額として次の算式により計算される金額を期限を定めて返還させることができる。

$$D = A \times ((B - C) \div B)$$

Dは、当該返還させるべき金額

Aは、交付した補助金額

Bは、財産処分制限期間の日数

Cは、充電ステーションを設置した日から処分した日までの日数

(補助金交付後の使用実績報告)

第17条 補助金の交付を受けた補助事業者は、充電ステーションの設置完了日の属する月の翌月から1年の間、令和6年度加古川市電気自動車等用充電ステーション設置事業使用実績報告書（様式第12号）に、年間の使用状況が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書は、設置完了日の属する月から1年1箇月を経過した月の末日までに提出しなければならない。

(補助金の返還)

第18条 市長は、第14条に基づく補助金の交付決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(補則)

第19条 市長は、この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

急速充電ステーション設置事業	補助要件	<p>次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「N e V」という。）が定める充電インフラ補助金の対象となる認証及び課金機能付きの急速充電設備であること。</p> <p>(2) 新品であること。</p> <p>(3) 公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所に設置すること。</p> <p>(4) 充電するに当たり利用者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。ただし、駐車料金の徴収はこの限りでない。</p> <p>(5) 充電場所を示す案内板（デザインは東京電力の登録商標とする。）を当該施設の入口等に設置すること。</p> <p>(6) 電気自動車等の普及に有効な場所に設置すること。</p>
	補助対象経費	急速充電ステーションの購入費（自社製品を除く。）。ただし、消費税及び地方消費税を除く。
	補助率	1 / 2 以内
	補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じた額（千円未満切り捨て）。ただし、他の補助金等を受給する場合、当該補助金等の額を補助対象経費から減じた額に補助率を乗じた額とする（千円未満切り捨て）。
	補助上限額	1 基につき 200 万円
	補助上限基数	1 施設等につき 1 基
普通充電ステーション設置事業	補助要件	<p>次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) N e Vが定める充電インフラ補助金の対象となる普通充電設備であること。</p> <p>(2) 認証機能付きであること。ただし、第17条の規定に基づく実績報告書が提出できる場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 新品であること。</p> <p>(4) 充電するに当たり他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。ただし、駐車料金の徴収はこの限りでない。</p> <p>(5) 電気自動車等の普及に有効な場所に設置すること。</p>
	補助対象経費	普通充電ステーションの購入費（自社製品を除く。）。ただし、消費税及び地方消費税を除く。
	補助率	1 / 2 以内
	補助金の額	急速充電ステーション設置事業と同じ。
	補助上限額	1 基につき 10 万円
	補助上限基数	1 施設等につき 50 基

別表2 申請書に添付する書類（第5条関係）

添付書類
(1) 次のいずれかに該当する書類
【事業者】 市内に事務所、事業所又は駐車場を有する、又は有する予定であることが確認できる書類のコピー
【マンション等の管理組合法人】 市内にマンション等があることが確認できる書類のコピー
【マンション等の管理組合の代表者】 ①マンション等の管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類のコピー ②代表者の本人確認書類（免許証、住民票の写し等）のコピー
【その他市長が認める者】 市長が必要と認める書類
(2) 加古川市市税確認承諾書
(3) 見積書等のコピー
(4) 補助対象充電ステーションの仕様書等のコピー
(5) 設置予定箇所のカラー写真（既に設置が完了していないことがわかる書類）
(6) 設置予定場所の位置図
(7) 委任状（手続きを委任する場合）
(8) その他市長が必要と認める書類

別表3 実績報告書に添付する書類（第9条関係）

添付書類
<p>(1) 次のいずれかに該当する書類</p> <p><b>【法人（マンション等の管理組合法人を含む）】</b>                      履歴事項全部証明書（発行後6箇月以内のもの）（コピー不可）</p> <p><b>【個人事業者】</b>                      最新の確定申告書のコピー（受付日が確認できるもの）</p> <p><b>【マンション等の管理組合の代表者】</b></p> <p>①代表者の住民票の写し（発行後6箇月以内のもの）（コピー不可）</p> <p>②充電ステーションの設置が住民総会等で決議されている、又は理事会等で合意されていることを証する書類のコピー</p> <p><b>【その他市長が認める者】</b>                      市長が必要と認める書類</p> <p>(2) 購入代金の支払い確認書類（領収書等）のコピー</p> <p>(3) 他の補助金等を受給する場合、その受給額が確認できる書類のコピー</p> <p>(4) 補助対象充電ステーションの保証書等のコピー</p> <p>(5) 設置状況が分かるカラー写真（本体、銘板及び看板等を含む）</p> <p>(6) 設置場所の位置図</p> <p>(7) 設置場所の平面図</p> <p>(8) 委任状（手続きを委任する場合）</p> <p>(9) その他市長が必要と認める書類</p>

別表4 請求書に添付する書類（第11条関係）

添付書類
<p>(1) 振込先が確認できる書類のコピー</p> <p>(2) 委任状（手続きを委任する場合）</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p>